

鴻巣市建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事の試行に関するQ&A集

(令和8年1月1日版・Ver.080101-00)

Q(1)－1. なぜ建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事を導入するのですか？

A(1)－1:

建設業は、地域の社会基盤の整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、良質なインフラの整備を通じて、市民生活全般に貢献する重要な役割を担っております。一方で他の産業と比較して3K(「キツイ」・「汚い」・「危険」)といったマイナスイメージが完全に払拭されず、若年就業者が減少している中で、近い将来、就業者の高齢化に伴う大量離職が見込まれており、中・長期的な担い手の確保や次世代への技術継承等が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害の応急対応や老朽化したインフラのメンテナンスをはじめ、最前線で地域社会の安心・安全の確保を担う守り手として、重要な産業であると再認識されています。

このことから、将来の担い手を確保するために、「技能者の保有資格・経験等に応じた適正な処遇改善」や「技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境」につながる枠組みによって、若い世代が安心して働き続けられる魅力ある産業とすることが重要です。

本市においても、建設業が将来にわたって持続可能な魅力ある産業として存続し続けることを目標とした取組の一環として、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を推進するものです。

Q(1)－2. CCUS とはどのような制度ですか？

A(1)－2:

CCUS とは、技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場での就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組みのことをいいます。蓄積されたデータベースをもとに、「技能者の処遇改善」につなげることや優秀な技能者を育てる専門工事業者の「施工能力の見える化」につなげることで、次世代の担い手が安心して将来を託せる魅力ある産業となることを目指すための制度です。

なお、システム運営は(一財)建設業振興基金が行っています。

Q(1)－3. どのような工事を対象としますか？また適用除外となることがある工事は、どのような工事ですか？

A(1)－3:

モデル工事は、原則として、設計金額が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の工事又は発注者が指定する工事を対象とします。ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当する工事以外の工事とします。

- (1)緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)
- (2)実工期(休日を除く。)が30日未満の工事
- (3)前各号に掲げる場合のほか、発注者がモデル工事になじまないと判断した工事

Q(1)－4. CCUS を活用するメリットはあるのでしょうか？

A(1)－4:

メリットは、大きく「技能者の処遇改善」と「現場管理の効率化」が挙げられます。技能者は自らの資格や修行履歴を証明することが可能となり、働く現場に関わらず、適正な評価と処遇が受けられるようになることが期待されています。また、事業者は技能者の就業状況等を容易に把握でき、現場の入場管理等の効率化、書類作成や事務作業の簡素化を図ることができます。

Q(1)－5. CCUS 活用モデル工事の試行対象案件を受注し、CCUS を活用しなかった場合に、成績評価で減点などのペナルティーはありますか？

A(1)－5:

「活用モデル工事(推奨型)」を受注し、CCUS の活用を希望しない場合については、ペナルティーはありません。なお、CCUS の活用を希望し、評価対象となる実施項目が達成された場合は、成績評価要領の審査項目「5. 創意工夫」において1点の加点としています。

「活用モデル工事(義務型)」を受注し、CCUS の評価対象となる実施項目が達成できなかった場合については、成績評価要領の審査項目「7. 法令順守等」において1点の減点となります。なお、評価対象となる実施項目が達成された場合は、成績評価要領の審査項目「5. 創意工夫」において1点の加点としています。

Q(1)－6.「活用モデル工事(推奨型)」を受注し、CCUS の活用を希望する場合はどうすればよいですか？

A(1)－6:

「活用モデル工事(推奨型)」を受注し、CCUS 活用の希望をする場合、施工計画書(当初)に活用の条件(事業者登録、技能者登録、管理者 ID 登録、カードリーダー設置)ごとに実施予定を記載してください。土木工事・建築工事ともに記載例を参考に項目等を適宜追記して下さい。

なお、施工計画書(当初)に CCUS 活用に関する記載が無い場合は、CCUS を試行しないと判断されます。

【※記載例】鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について

本工事は、鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領に基づき、モデル工事を試行するため、以下のとおり試行内容と達成目標を示す。

(1) 事業者登録

元請事業者の登録を完了する。(元請事業者の登録は完了しているため、事業者登録完了のメールの写しを添付する。)

(2) 技能者登録

元請事業者(又は下請業者)のうち〇〇名の技能者の登録を完了する。(元請事業者の登録は完了しているため、技能者登録完了メールの写しを添付する。)

(3) 管理者 ID 登録

元請事業者が現場管理者の登録を完了する。

(4) カードリーダー設置

カードリーダー(又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー)を設置する。

(5) 就業履歴情報登録

技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行う。

(※元請事業者の事業者登録済みの場合など、実情を踏まえて適宜記載してください。)

Q(1)－7. 技能者の定義を教えてください。また、一人親方の取り扱いを教えてください。

A(1)－7:

法令上、技能者(技能労働者)の定義はありません。技能を有し、建設工事の直接的な作業を行う、元請事業者及び下請事業者の現場従事者を「技能者」と呼んでいます。

なお、一人親方は、個人事業者として入場する場合と、雇用契約を締結した雇用労働者として入場場合がありますが、いずれの場合であっても、「技能者」として取り扱います。

Q(1)－8. 主任技術者等の「技術者」は「技能者」に含まれますか？

A(1)－8:

現場で建設工事の直接的な作業に従事する場合に限り、主任技術者等の「技術者」も「技能者」として対象となります。

Q(1)－9. 費用負担について教えてください。

A(1)－9:

CCUS 活用に関する以下の費用について、受発注者の協議により、支出実績に応じた金額を積み上げ計上し、変更契約の対象となります。

【カードリーダー等の購入費用】

就業履歴を登録するためのカードリーダーや顔認証型のリーダー等の購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき新規購入に限り費用を計上します。なお、リースの場合は計上しません。

現場で使用するOS	費用計上の上限	台数
Windows	10,000 円／台（税抜）	1 工事あたり 2 台を上限とする。
ios	30,000 円／台（税抜）	

【現場利用料】

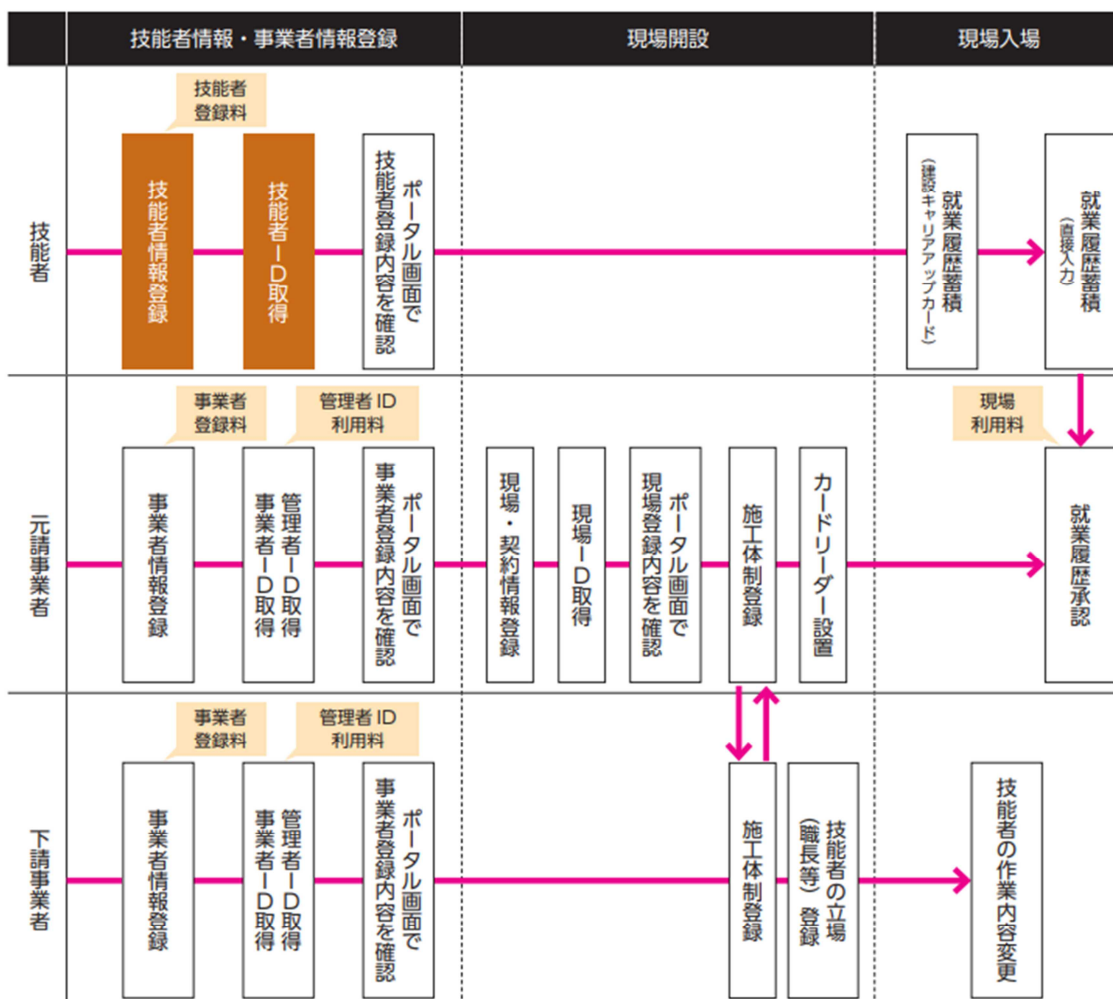
現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細等に基づき費用を計上します。なお、CCUS への事業者登録、技能者登録にかかる費用及び管理者 ID 利用料は計上しません。

Q(1)－10. CCUS の利用手順・機能を教えてください。

以下のとおり、利用手順・機能が示されています。

なお、詳細は（一財）建設業振興基金 「建設キャリアアップシステム」ホームページ

(<https://www.ccus.jp>)をご覧ください。



※出展:(一財)建設業振興基金/建設キャリアアップシステム「技能者情報登録申請書」の手引き

以上